

第六号様式（第百六条関係）（昭63運令33・全改、平元運令24・平9運令86・一部改正、平15
国交令118・旧第五号様式線下・一部改正、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

（その1）

放 射 性 物 質 等 運 送 届

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

船長の氏名

危険物船舶運送及び貯蔵規則第106条第1項の規定により、次のとおり届け出
ます。

船 種 及 び 船 名		船舶番号又は船舶 検査済票の番号	
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあつ てはその代表者の 氏名			
荷送人の氏名又は 名称及び住所並び に法人にあつては その代表者の氏名			
船籍港又は定係港		総トン数又は船舶 の長さ	
放射性物質等の品 名及び数量(注1)		放射性輸送物の種 類及び数量	
放射性物質等の積 載場所		その他の積載貨物 の品名及び数量	
発 航 港		船積予定日時及び 発航予定日時	
到 達 港		入港予定日時及び 陸揚予定日時	
寄 航 港		入出港予定日時及 び荷役予定日時	
主な通過地点及び 通過予定日時			

(その2)

運 送 中 の 保 安 対 策	
運送責任者の氏名 (注2)	
見張人の氏名 (注3)	
放射性物質等の盗 取等による災害を 防止するための措 置(注2)	
海上保安官署との 連絡体制	
その他の運送中の 保安対策	

- (注) 1 第96条の告示で定める放射性物質等を運送する場合には、当該放射性物質等の種類ごとの数量についても記載すること。
- 2 第96条の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合は、記載を要しない。
- 3 第96条の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合であつて、見張人を配置しないときは、記載を要しない。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。